



働き方改革のための専門家派遣制度

(社会保険労務士、中小企業診断士等)

1 働き方改革支援

無料

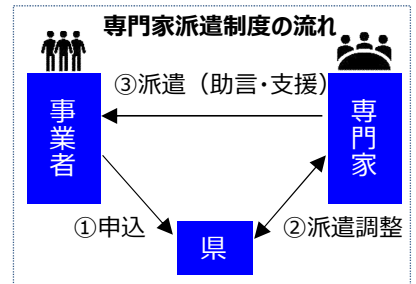
働きやすい職場を作るために、**就業規則等の法改正への適応確認**(就業規則等の改正は2の就業規則等整備支援で支援します)、**職場の施設・設備の充実のための助成金の活用**(申請書の作成や申請の代行はしません)、**生産性向上のための計画づくり等**に取り組みたいと考えられている事業者、**専門家(社会保険労務士、中小企業診断士、その他課題に応じて必要となる方)**を派遣し、助言を行います。

対象：

県内に事業所を有する事業者(企業、法人、団体、個人事業主)

利用可能回数：

1事業者あたり1案件、3日まで(複雑なものにおいては5日まで)を目安とする
※「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業」登録企業は2案件の利用が可能



2 就業規則等整備支援

無料

働きやすい職場環境づくりを進めるに当たり、**就業規則等の整備でお困りの事業者**に、**社会保険労務士を派遣**します。詳しくはホームページをご覧ください。各担当までお問合せください。

項目	仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指す方	多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応をされたい方
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、 多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応に資する取組(下記参考)に3つ以上取り組む事業者
支援の内容	<p>○就業規則(育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。)の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正(全面改正、一部改正)</p> <p>○改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出を社会保険労務士が行います</p>	<p>○以下のような取組を実施するために必要な、就業規則、各種規定等の新規作成、全面改正・一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の休暇制度の創設(リフレッシュ休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇等) ・兼業・副業の許可 ・勤務間インターバル制度の導入 ・在宅勤務、テレワーク等の導入 ・病気の治療中の方、障がいのある方の働きやすい職場づくり(勤務時間の配慮、休暇制度等) ・高齢者の働きやすい職場づくり(定年延長、処遇の見直し等) ・外国人材の適切な雇用に向けた取組(寄宿舎規則の整備、思想信条に合わせた就業時間の設定等) ・正規労働者と非正規労働者の均衡・均等待遇の実現 等 <p>○改正した就業規則等の所轄労働基準監督署への届出は行いません(各事業者が届け出てください)</p>
日数	新規作成・全面改正：1事業者あたり 原則8日まで 一部改正：1事業者あたり 5日まで ※上記範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援する業務内容を調整します	
担当	令和新時代創造本部女性活躍推進課 電話：0857-26-7792 FAX：0857-26-8196 E-mail：jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/	商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター 下の「問合せ先」をご覧ください

申込締切：1、2のいずれの支援も令和3年2月28日まで

※専門家派遣のほかに県内中小企業者等の働きやすい職場づくり・生産性向上の基盤づくりや、従業員の育児・介護休業等取得を機とした社内体制の見直し・生産性向上を図ることに併せた新たな従業員の正規雇用を支援する「鳥取県働きやすい職場づくり活動支援補助金」、「働き方改革応援資金」(制度融資)、「ファミリーサポート休暇等取得促進奨励金」、「地域活性化雇用創造プロジェクト」など、さまざまな支援制度があります。

お問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
〒680-8570 鳥取市東町1-220
フリーダイヤル：0120-833-877 電話：0857-26-7662 FAX：0857-26-8169
E-mail：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm



【送付先】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター あて
 ファクシミリ：0857-26-8169 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

「働き方改革」に係る相談申込書（兼とっとり働き方改革支援センター相談受付票）

申込日：令和 年 月 日

社名			代表者			
業種			担当者			
所在地	〒	-	資本金	万円	従業員数	名
電話			メール又はファックス			
顧問又は希望の専門家	無 ・ 有（職： 氏名：)					
男女共同参画推進企業	認定済 ・ 未認定（今後申請予定） ・ 未認定（申請予定なし）					
輝く女性活躍パワーアップ企業	登録済 ・ 未登録（今後申請予定） ・ 未登録（申請予定なし）					
支援の期限の有無	無 ・ 有（時期： 理由：)					

希望する相談・支援（A-Cのいずれかに○又は✓チェックマークを付けてください。）

相談の内容（該当する番号全てに○又は✓チェックマークを付けてください。）

(A) 自社の法令等への対応の現状確認や、活用可能な助成金に関する情報提供（社会保険労務士） <small>（現時点では規則の作成・改正が必要かどうか分からない。どの程度改正が必要なのか分からないという方はこちら）</small>
(B) 就業規則等の作成・改正（社会保険労務士） <small>（鳥取県男女共同参画推進企業認定への申請等、就業規則の改正の必要性、その内容の目途が明らかかな方はこちら）</small>
(C) 生産性向上や改善に向けての、自社の現状確認、計画策定等の支援（中小企業診断士等）

(A-1) 年5日間の有給取得義務付け	(A-6) 勤務間インターバル導入促進
(A-2) 残業時間の上限規制	(A-7) 産業医・産業保健機能の強化
(A-3) 月60時間超の残業の割増賃金引き上げ	(A-8) 非正規・正規労働者の不合理な待遇の解消
(A-4) 客観的方法による労働時間把握義務付け	(A-9) その他 <small>（内容：)</small>
(A-5) フレックスタイム制度の拡充	

(B-1) 鳥取県男女共同参画推進企業認定に係る就業規則の作成・改正	(B-8) 病気を治療している者の雇用促進に向けた取組（勤務時間・休暇の配慮等）
(B-2) 有給休暇の半日単位、時間単位取得の導入	(B-9) 法令で定める以外の独自の休暇制度の創設（ドナー休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇等）
(B-3) フレックスタイム制度、短時間勤務制度、変形労働時間制等の導入	(B-10) 高齢者の雇用促進に向けた取組（定年延長、昇給等の処遇改善等）
(B-4) 勤務間インターバル制度の導入	(B-11) 障がい者の雇用促進に向けた取組（障がいに配慮した勤務時間の設定等）
(B-5) 在宅勤務、テレワーク等の導入	(B-12) 外国人材の適切な雇用に向けた取組（寄宿舎規則の作成、思想信条に合わせた就業時間の設定等）
(B-6) 兼業・副業の許可	
(B-7) 非正規・正規労働者の不合理な待遇の解消に向けた取組（処遇に関する規程の見直し等）	(B-13) その他就業規則等に関する相談 <small>（内容：)</small>

(C-1) 会社の売上・利益の改善	(C-5) 働き方改革に伴うIT環境の整備
(C-2) 業務の効率化、生産性向上	(C-6) 経営全般に関する相談
(C-3) 会社の競争力の向上（強み・魅力の再構築、販路開拓等）	(C-7) 組織体制、人材評価制度の見直し
(C-4) 会社の財務状況の改善	(C-8) その他に生産性向上に関する相談 <small>（内容：)</small>

上に当てはまらない相談事項、具体的な相談事項があれば記入してください（別紙でも可）。

※寄せられた相談内容及び改善の取組については、今後、働き方改革を進める上での施策検討の参考や、県内企業への普及啓発に活用させていただくため、情報提供をお願いすることがあります。また、支援を担当する関係機関に情報を提供する場合があります。